

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定（案）

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害対策本部を設置し、かつ甲の区域内に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用となる等の大規模災害が発生した場合等において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、前項に掲げる場合等において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 甲の区域外に所在する物資等の甲が開設する広域物資輸送拠点又は甲が指定する場所までの緊急輸送
- 二 その他災害時物流に関し、甲が必要とする業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員に対して、物資等の緊急輸送等を優先的に実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定する。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、前条に定める費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、

甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長様

愛知県知事 氏 名

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等の要請について

このことについて、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 応援を必要とする緊急輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	(積み込み場所)	
		(至) 月 日	(荷下ろし場所)	

(適宜行を追加すること)

3 その他必要な業務

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 様

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 氏 名

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等の報告について

このことについて、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 応援を実施した緊急輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	従事人員	従事車両数	備考
			(積み込み場所)			
			(荷下ろし場所)			

(適宜行を追加すること)

2 その他応援を実施した業務